

新型コロナウイルス感染症対策(インドネシア政府によるジャワ・バリでの活動制限の延長(内務大臣指示の発出))

令和3年8月3日
在スラバヤ日本国総領事館

- ジャワ・バリでの活動制限が8月9日まで延長されました。
 - 今回の指示で、活動制限レベル4と指定された地域には、当館管轄地域である東ジャワ州内38県市のうちスラバヤ市等31県市が含まれています。
1. 8月2日、ティト内務大臣は、ジャワ・バリでの活動制限を、8月3日以降は、活動制限レベル4、レベル3及びレベル2に分け、8月9日まで延長する旨の内務大臣指示(2021年27号)を発出しました。本大臣指示により、活動制限レベル毎の区分地域に一部変更が生じ、活動制限レベル3の制限内容が一部緩和されましたが、ジャカルタ首都圏やその他主要な都市圏については引き続き活動制限レベル4のままとされており、かつ制限内容には変更はありません。
 2. ジャワ・バリでの活動制限レベル4の実施地域には、当館管轄地域である東ジャワ州内38県市のうちスラバヤ市等31県市が含まれています。これまで活動制限レベル3とされていたクディリ県及びスメネプ県は活動制限レベル4に区分され、これまで活動制限レベル4とされていたジュンベル県及びトゥバン県は活動制限レベル3に区分されました。
 3. ジャワ・バリでの活動制限レベル4の制限内容は変更ありません。これまでの活動制限については、7月26日付け当館お知らせ(<https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/100216739.pdf>)を参照してください。また、今般、活動制限レベル3については、必須(esensial)分野に含まれる輸出指向産業の活動においてシフト回数の制限が撤廃されましたが、それ以外の変更はありません。活動制限レベル2は一層緩和された内容となっていますが、レベル2に区分された地域は西ジャワ州タシクマラヤ県のみとなっています。なお、活動制限レベル3およびレベル2の県・市の長は、地域の状況を踏まえ、内務大臣指示に記載のある規制よりも厳しい規制を実施できるとされていますので、実際の活動制限の内容については、各地方政府の発表等を確認してください。
 4. インドネシアにおける新型コロナウイルス対策のための措置は、突然変更される可能性があります。邦人の皆様におかれても、最新の関連情報の入手に努めてくだ

さい。居住地・活動地の地方政府が定める対象地域や活動制限の内容については、各地方政府の発表等最新の関連情報の入手に努めてください。

5. 現在、インドネシアでは、ジャカルタ首都圏を始めとしたジャワ島を中心に、新型コロナウイルス感染状況は改善していません。在留邦人の皆様におかれては、感染状況やインドネシア政府による措置等に関し、最新の状況に注意するとともに、今後、感染状況が更に悪化する可能性も念頭に、不要な移動は避けるなど、御自身や御家族の安全の確保に努めてください。(了)